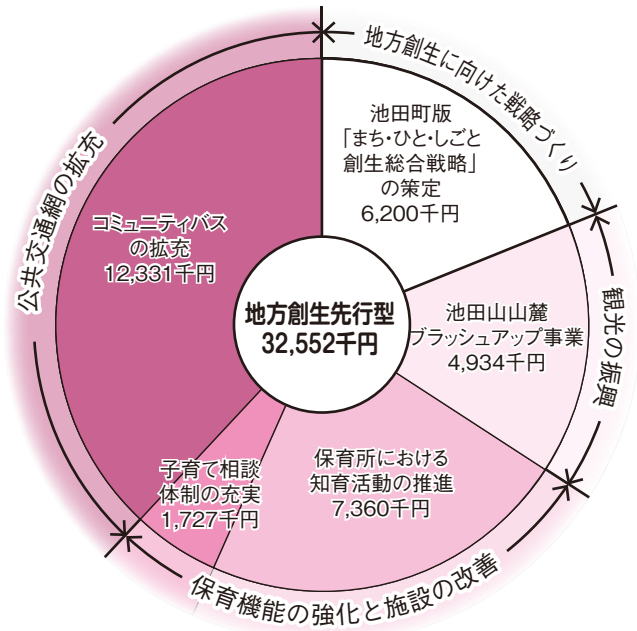
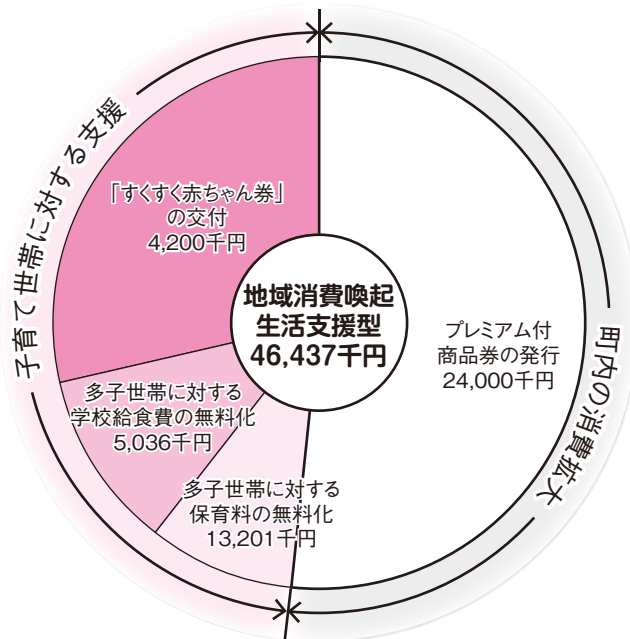


地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 実施事業

(平成26年度3月補正予算)



意見書を採択

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書（抜粋）

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。



大津谷登山道開通事業

- (1) 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
 - (2) 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
 - (3) 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月12日

岐阜県池田町議会議員 岩谷 真海

— 提出先 —

衆議院議長	町村 信孝 様	参議院議長	山崎 正昭 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様	総務大臣	高市 早苗 様
厚生労働大臣	塩崎 恭久 様	文部科学大臣	下村 博文 様